

(様式第1号)

令和2年度第1回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

|         |   |
|---------|---|
| 日 時     | 令和2年7月7日(火) 午後1時30分～午後3時30分   |
| 場 所     | 芦屋市役所 南館4階 第1委員会室   |
| 出 席 者   | ・定雪委員長・青木委員・里村委員・花木委員<br>・若林委員・天井委員・竹迫委員・森田委員   |
| 事 務 局   | 市民生活部環境課 米村課長・富松係長・田中主事   |
| 会議の公開   | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 |
| 傍 聴 者 数 | なし(委員・事務局以外の参加者)  |

1 報告事項

令和元年度 芦屋市霊園使用者募集結果

2 議題

《諮問事項》

(1) 12㎡未満の墓地について(案)

(2) 12㎡以上の墓地について(案)

《募集日程について》

(1) 12㎡未満の墓地の申込みから使用許可までの手続の流れ

(2) 12㎡以上の墓地の申込みから使用許可までの手続の流れ

3 その他

4 提出資料

委員会資料

5 審議経過

1. 開会

〈事務局：米村〉

ただ今から、芦屋市霊園使用者選考委員会を開催いたします。

2. 委嘱状・任命書交付

〈事務局〉 委嘱状・任命書を机上配布

〈森田部長〉 あいさつ

3. 委員紹介

〈事務局：米村〉

委員及び事務局の紹介に移らせていただきます。名簿順に、委員の皆様から自己紹介をお願いします

す。

〈各委員〉 自己紹介

〈事務局〉 自己紹介

〈事務局：米村〉

委員長の選出に移らせていただきます。選考委員名簿をご用意させていただいていますが、芦屋市霊園使用者選考委員会規則第2条第2項の規定に基づきまして、委員長は委員の互選により定めることとなっています。どなたか推薦や、立候補はありませんか。

〈委員一同〉 —推薦・立候補なし—

〈事務局：米村〉

どなたからも推薦や立候補がありませんでしたので、事務局から提案させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〈委員一同〉 —異議なし 拍手—

〈事務局：米村〉

定雪委員に委員長を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

〈委員一同〉 —異議なし 拍手—

〈定雪委員長〉 —委員長席へ移動—  
あいさつ

〈事務局：米村〉

本日は、今年度の芦屋市霊園の使用者募集に際しまして、使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして、諮問をさせていただくものです。定雪委員長のお席に諮問書の正本を、各委員のお手元にはその写しを配布させていただきます。委員長、議事の進行をよろしくお願いします。

〈定雪委員長〉

ただいまから議事に入らせていただきますが、その前に選考委員会規則の第2条第4項に委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する、ということになっていますので、この規定に基づきまして、森田委員を委員長の職務を代理するものとして指名させていただきますが、いかがでしょうか。

〈委員一同〉 —異議なし 拍手—

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。委員長の職務代理に森田委員を指名させていただきます。

また、随時に芦屋市霊園使用者選考委員会が市長から諮問を受ける場合、この使用者選考委員会の開催が時間的に困難で且つ諮問の内容が芦屋市霊園使用条例等の関係法令に準じて判断が可能な場合、あるいは社会通念上妥当だと判断できる事案については、常に連絡が取りやすい森田委員と相談させていただき、森田委員と共に判断をするということでご了解を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

〈定雪委員長〉

事務局から委員の出席状況と、会議の公開と議事録の公開についての説明をお願いします。

〈事務局：米村〉

本委員会の委員は8名で、本日は8名全員がご出席です。

選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっていますので、会議は成立しています。また、会議の公開等につきましては、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められています。ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことが出来るとなっています。特に、ご意見等がなければ公開させていただくことと考えています。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されています。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えています。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっていますので、ご了承をお願いします。

〈定雪委員長〉

会議の公開と議事録の公開につきましては、事務局の説明のとおり取り扱いさせていただくということでよろしいでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

〈事務局：米村〉

いらっしゃいません。

〈定雪委員長〉

本日の議事に入らせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は、芦屋市霊園の利用者を決定する基準その他必要な事項についての諮問をいただきました。それを我々がこれから審議するにあたり、最初に審議の期限について確認をさせていただきます。いつまでに答申を、という事務局からの希望はありますか。

〈事務局：米村〉

今後、募集案内の作成をはじめ、実際に今年度の利用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければと考えています。

〈定雪委員長〉

それは審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思います。諮問事項に関する説明をまずお聞きして、順次検討を進めてまいります。

【令和元年度 芦屋市霊園利用者募集結果】について説明をお願いします。

#### 4. 報告事項

〈事務局：富松〉

近年の募集者使用状況を踏まえて、資料【令和元年度 芦屋市霊園利用者募集結果】について説明。

〈定雪委員長〉

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただきましたが、何かご質問はありますでしょうか。

〈里村委員〉

応募申込区画数32区画で使用許可区画数が30区画ということは、2名が辞退されたことによって2名が補欠当選で繰上がるという理解でしょうか。

〈事務局：富松〉

はい。補欠当選者がいた場合、その方が繰上がりになります。ただし今回辞退された2名の方の区画については申込み者が1名のみでしたので補欠当選者がおらず、繰上りの方はいませんでした。

〈花木委員〉

区画によって倍率は違いますか。

〈事務局：富松〉

6㎡未満の区画の永代使用料が75万円/㎡、6㎡以上のものは112万5,000円/㎡となりますので、まず、6㎡未満の区画と6㎡以上の区画で倍率が変わり、例年6㎡未満の区画に応募が殺到する傾向にあります。昨年はその中でも3～4㎡程度の区画に応募が殺到しました。倍率が高い区画では10倍以上になる場合もありますが、6㎡未満でも運よく抽選せずに決定された方もいらっしゃいました。

## 5. 議題

〈定雪委員長〉

事務局から《<sup>とちもん</sup>諮問事項》及び《募集日程について》に関する説明を一括してお願いします。

〈事務局：富松〉

【**諮問事項概要版**】を使って次第資料【<sup>とちもん</sup>《諮問事項》及び《募集日程について》】について説明。

〈定雪委員長〉

事務局から、芦屋市霊園の利用者を決定する基準その他必要な事項についての諮問（案）として、申込みできる方・当選者等の決定・遵守事項・今後の募集方法について、それぞれ説明がありました。ここで委員の皆様からのご質問、ご意見をいただき、審議していきたいと思えます。質疑ありませんか。

〈里村委員〉

諮問事項については異議ありませんが、1㎡当たりの永代使用料の求め方はどのようにされていますか。

〈事務局：富松〉

平成8年に改正された芦屋市霊園使用条例で決まっています。71～75区画を拓いた時の工事等に係った費用を元に算出して㎡単価を決定しています。

〈花木委員〉

12㎡未満の区画の申込時の配慮等につきまして内容は分かりましたが、文章を読んでいると「過去5年間に4回以上当選されなかった方」という表現は誤解を受けやすい文章だと思えました。

〈森田委員〉

「過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方」という表現であれば分かりやすいということでしょうか。

〈花木委員〉

そうです。

〈事務局：富松〉

ありがとうございます。募集案内作成時には「過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方」という表現にいたします。

〈定雪委員長〉

その他、質疑ありませんか。

〈竹迫委員〉

12㎡以上の当選者等の決定方法について、資料【令和2年度 芦屋園使用者選考委員会 諮問事項 概要版】の「今後の募集方法 ア 申込み受付に期間を設けずに、常時受けを行う。」とあり、「当選者等の決定方法」では先着順となっています。今後申込み期間を設けないということは、12㎡未満の区画についても期間を設けずに先着順という理解でよろしいでしょうか。

〈事務局：富松〉

今後申込み期間を設けず、常時受けを行う区画は12㎡以上の区画のみになります。12㎡未満につきましては期間を設けます。次第資料11ページに記載がありますが、9月18日から10月6日までの期間とさせていただきます、応募者が複数いた場合は抽選となります。その後、追加募集につきましては、令和3年1月6日から令和3年6月25日に先着順で予定しています。

〈竹迫委員〉

ありがとうございます。

〈若林委員〉

年度によって募集区画が違うのは、返還される方がいらっしゃるという事でしょうか。

〈事務局：富松〉

その通りです。現在は新たに拡張して墓地を新規募集するのではなく、現在の霊園使用者から返還された墓地につきまして、一定の墓地面積・墓地数が整いましたら募集することとしています。大きさは様々ですが、年間平均20区画ほどの返還があり、単純に20区画返還されましたら、次年度に20区画募集することになります。

〈定雪委員長〉

ご質問、ご意見等、出尽くしたようです。

それに対する事務局からの回答もいただきましたので、この諮問に対する答申といたしまして、芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項についての提案については賛同するという事で、議決させていただいてよろしいでしょうか。

-----異議なし 拍手-----

〈定雪委員長〉

ありがとうございます。また、特に附帯事項として意見はつけませんが、花木委員からいただいた12㎡未満の区画に対する申込時の配慮等についてのご指摘は、答申書でただし書きに記載するという事で、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

-----異議なし 拍手-----

## 6. その他

〈定雪委員長〉

最後に、今後の芦屋市霊園使用者選考委員会の開催について、事務局から説明をお願いします。

〈事務局：富松〉

今回の募集については、開催は予定していませんが、令和3年度開設予定の合葬式墓地の募集にあたりましては、芦屋市霊園使用者選考委員会を開催したいと考えています。

〈定雪委員長〉

令和3年度に新たに合葬式墓地を開設予定とのことですので、合葬式墓地について少し説明をお願いします。

〈事務局：富松〉

合葬式墓地は来年の夏頃に開設を予定しています。市が建設した大きなお墓に共同で埋蔵される施設になります。4, 500体分のご遺骨が入る合葬室と、骨壺のまま一定期間安置するロッカー形式の一時安置室を800体分設けようと考えています。使用期限は今までの墓地と同様に永年ですが、代々継いでいただく必要がありません。

管理につきましては市が行いますので、維持費がかからず草抜き等の管理が必要ありません。一番大きな違いとしては、永代使用料です。芦屋市霊園における一般的なお墓につきましては75万円/m<sup>2</sup>からですが、近隣市の合葬式墓地の永代使用料は10～20万円程度になっています。

神戸市では一昨年度に合葬式墓地が開設され、宝塚市・明石市や加古川市でも開設されています。県外に出ますと大阪市にも開設されています。

芦屋市では令和3年6月竣工に向けて建設中です。使用者募集を行う際には、芦屋市霊園使用者選考委員会で募集方法や当選者等の決定方法等についてお諮りしたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

〈定雪委員長〉

事務局から今後の日程につきまして説明がありましたが、ご質問等はありませんか。

特に無いようでしたら、今後、合葬式墓地についての芦屋市霊園使用者選考委員会は開催するというところでよろしいでしょうか。

-----異議なし 拍手-----

## 7. 閉会

〈定雪委員長〉

これもちまして、芦屋市霊園使用者選考委員会を終了いたします。ありがとうございました。

以上